

令和3年度 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業  
成果報告書

実施機関名（ 山形県 ）

1. 問題意識・提案背景

山形県では、文部科学省の委託を受け、これまで「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」、「発達障害に関する通級指導担当教員等専門性充実事業」に取り組み、発達障がいの児童生徒を対象とした通級による指導の充実に向けた研究を行ってきた。その結果、通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーターは、校内に少数のことが多く、たとえ専門性を有していても、その対象児童生徒のアセスメントや支援の方法の判断については、自信を持って対応することが難しく、苦勞していることがわかった。また、その際、客観的に授業や支援について助言を得ることができる外部専門家の存在は大変貴重な役割を果たすこともわかった。個々の特性が多様で、支援方法も個に応じて検討していかなければならない発達障がいの児童生徒への指導には、教員の専門性の向上と支援体制の充実が必須である。

また、本県は、高等学校における通級による指導の充実に取り組んでいる。平成30年度に高等学校に通級による指導が制度化されたことを踏まえ、「インクルーブ教育システムを具現化し、学びの連続性の確保ができる」ようにするため、県内各地域に実施校を定め、どの地域においても、高等学校での通級による指導の充実が図られるよう取り組んでいく。

そこで、課題となるのは、高等学校教員の発達障がいに係る専門性向上のための支援体制の構築である。本県は高等学校と特別支援学校間の人事交流がほとんどなく、これまで高等学校に通級指導教室を設置した際には、担当教員として、特別支援学校での勤務経験がある退職教員を高等学校に配置してきた経緯がある。通級指導教室で指導する自立活動の内容は、通常の学級においても参考となる指導の視点が多く含まれており、通常の学級でも生かされてこそ効果があるものであるが、高等学校教員の自立活動に関する理解は浅く、その向上を図るための研修体制づくりが急務である。

また、本県の特別支援教育に係る研修は、受講者のニーズに応じて効果的な内容を吟味し行ってきたが、主催者が異なるが似通ったものがあったり、互いの研修の時期が近接していたり、受講者が限定的であったりするなどの課題がある。このような課題を整理し、組織的な研修体制づくりを行い、研修カリキュラムを作成することによって、高等学校教員の専門性の向上を図っていく必要がある。

また、通級指導教室設置当初に配置した特別支援学校勤務経験のある教員が有している専門性を、いかにして高等学校教員が継承していくかということを考える必要がある。教育課程の違いもあり、「自立活動」の指導にあたっては、高等学校の教科等の学習に生かせる指導が必要であることから、特別支援学校勤務経験のある教員とそのような経験のない教員との間で情報や知見を共有することも重要な要素であることが実践を通してわかった。このようなことを考えると、特別支援学校勤務経験者等から専門性を継承しながら、将来的には高等学校における通級による指導を、このような教員に頼らずに持続可能なものとしていくための体制づくりが必要である。

また、本県では、特別支援学校のセンター的機能を活用した「特別支援巡回相談事業」を実施しているところだが、本県は面積が広く、地域間の移動に時間がかかるため、巡回相談は、各特別支援学校が立地する地域の高等学校を担当するエリア制をとっている。したがって、発達障がい生徒の相談を特別支援学校の盲、聾等の障がい種の教員が対応することがある。また、義務教育段階では、小・中学校の特別支援教育の経験豊富な教員が相談員に任命され、巡回相談を行っている。一方で、これまで高等学校教員において巡回相談員を任命してこなかったことから、高等学校の実情に沿った助言が必要だとの報告もあった。

そして、外部専門家の訪問や巡回相談の訪問の際に、連携すべき機関とその後の連携の方法について紹介を行い、それに基づいた好事例を蓄積していきたい。特に、就労や社会生活の部分で改善が可能と考える。外部関係機関にも、連絡協議会等に参加いただき、事業目的を共有したうえで、協力校の訪問等を通じ、支援の充実に向けてお互い連携できる部分を改めて把握する必要がある。

そこで、本県は上記の課題解決に向け、通級指導教室設置等高等学校を協力校に指定し、経験の浅い高等学校の教員に向けた支援体制の構築に焦点をあて、この事業に取り組んでいく。

## 2. 目的・目標

(目的)

本県の高等学校教員の発達障がいに係る専門性向上を図る支援体制を構築する。

(目標)

- ① モデルケースの検討を通じ、現在の研修体制を整理し、研修カリキュラムを作成し、専門性の向上を図る。
- ② 特別支援学校のセンター的機能の活用を含めた特別支援巡回相談の強化を図る。
- ③ 外部機関との連携による新たな支援体制の構築を図る。

## 3. 実施体制

### (1) 運営協議会

No.	所属・職名	備考
1	教職有識者・大学教授（2名）	教職課程特別支援教育分野 担当者
2	外部専門家（5名）	作業療法士
3	外部関係機関・就労関係	障害者職業センター
4	外部関係機関・支援関係	発達障がい者支援センター 若者サポートステーション
5	県関係部局（発達障がい担当）	障がい福祉課
6	協力校担当者・高等学校教諭	
7	巡回相談員・特別支援学校教諭	
8	教育センター・課長、主任指導主事	特別支援教育課、研修課

9	特別支援教育課	
---	---------	--

○第1回 令和3年5月17日（月）

- ・関係者顔合わせ
- ・本事業概要説明
- ・令和3年度の取組みについて
- ・発達障がいに関して教員が身につける必要のある専門性の指標の整理

新型コロナウイルス感染症対策のため集合会議とオンライン会議のハイブリット型にて開催。

○第2回 令和4年1月26日（水）

- ・教育委員会、協力校、担当特別支援学校より令和3年度の取組みの報告
- ・外部専門家、連携機関を交え、本事業についての成果と課題の検討
- ・連携大学教授より取組みへの助言

新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインにて実施。一部のメンバーは参集。

(2) 連携した大学

- 山形大学
- 東北文教大学

(3) 専門家の活用

ア. 専門性（特別支援教育など）に関する経歴・所有資格等

外部専門家として作業療法士を5名委嘱する。作業療法士の資格については以下の要件のうち、いずれかを満たすものとする。

- ア. 一般社団法人山形県作業療法士学会に所属する者
- イ. 作業療法士の国家資格を持ち、一般社団法人山形県作業療法士学会から推薦を受けた者

イ. 配置状況、活動内容

事業開始時の令和2年度のはじめは、外部専門家として発達障がいの児童生徒への指導実践が豊富な2名の大学教員に委嘱していた。本事業を通して、令和3年度終了時まで、教育分野に協力をいただける外部専門家（作業療法士）をさらに3名委嘱することができた。これは、地域ごとに担当できる作業療法士を委嘱することで、より効果的な支援体制が構築され、事業終了後も持続可能な支援体制づくりにつながることを、開始時から協力いただいている作業療法士から助言を受け、その先生の協力のもと新たに3名を委嘱することができた。本県のように、児童生徒の指導への助言を行う外部専門家の数が絶対的に少ない場合は、外部専門家として協力いただける方の確保が重要となってくる。

令和3年度の協力校への訪問を通し、外部専門家からは、個別の相談が中心となるので、継続して関わっていくことで、学校への有効な助言や地域の中での必要な支援の見取りができてきたと聞いている。

また、コロナ禍により、オンラインによる助言等も実施した。メールによる指導助言を継続して行っているが、提示すべき資料の精査や、指導・助言を受けたい内容の精査等検討を進めながら実施している。今後も、Web会議システム等も活用し、新しい生活様式

に合わせた指導・助言の場合と直接訪問をして指導・助言を行う場合との違い等、その効果を検証していきたい。また、優良な指導事例等は、教育委員会でタブレット端末に動画や画像で記録し、運営協議会や研修の場で、広く紹介していく。

#### 4. 取組み概要・成果（取組み全体の概要図は別途参照）

##### （1） 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

##### ア. 研修体制の整備（指標、研修カリキュラムの作成）

概要：

経験の浅い高等学校教員のための研修モデルケースを作成する。

どの研修でどの領域の専門性を身につけるかを明確化するために、発達障がいに関して教員が身につける必要のある専門性の指標を作成し、研修ごと対象者を再整理した研修カリキュラムを作成する。さらに、分科会の設置やグループ討議の導入など研修方法の工夫を行う。その際、法定研修である「初任者研修」や「中堅教諭等研修」の特別支援教育分野の内容も、教育センターと連携しながら検討していく。

成果：

##### ①指標について

既存の山形県教員「指標」の「担任力」の領域「特別支援教育力」で示された項目に基づき、「発達障がいに関する教員が身につける必要のある専門性」に特化した指標を作成した。目標の到達度が見えやすいように、具体的な項目を表記して作成したほか、連絡協議会等を通じて、教育の視点のみならず、関係機関からも意見をいただきながら、福祉・就労の視点を取り入れ作成した。また、専門性の到達度を各教員が自己評価、自己認識できるよう、受講歴の記載欄も設けた。県教育委員会が主催する研修のみならず、協力校が開催する研修等でも指標を取り入れることにより、研修の目的を明確にしたうえで開催することができた。令和4年度も、実際の活用を通して、課題を整理しながら、内容の吟味を続けていく。また、この指標がA3版1枚の紙を想定したつくりとなっているため、クラウド等の利用により、日常的に更新できる使い勝手の良いものとならないか、検討していく。

##### ②研修カリキュラムについて

活字中心の資料では研修を受ける側の教員が理解するのに時間を有すため、視覚的に分かりやすいものの方が活用しやすい、との意見を受け、研修カリキュラムをロードマップの形で示した。指標同様、本事業で活用しながら、改善を図り令和4年度中に完成を目指す。

##### ③研修会の工夫について

既存の「特別支援教育コーディネーター養成研修会」において、経験年数や有する専門性の違いにより、受講者が参加する内容を選択できる分科会形式の研修を一部取り入れた。研修を選択する際の参考となるよう、分科会ごとに指標にあるどの目標に合うものが明示したことにより、ニーズに合わせた研修が開催できた。

#### イ. 地区別研修会の実施

概要：

有識者による講話等を含む研修会を県内地区ごとに開催する。地区ごとに開催することにより、各地区、各協力校が抱えたニーズに対応した研修会が開催でき、有益な効果が期

待できる。同地区内の学校にも周知し、参加の対象者を広げた形で開催する。開催形式をオンラインにしたり、動画や画像で記録しオンデマンド化したりすることにより、他地区の教員へ紹介することが可能となる。これにより、より幅広く事例を集めることができ、全県へ還元していくことができる。

成果：

協力校では、作成した指標に基づいて目的を設定したうえで地区別研修会を実施した。「講師と受講者両方で、研修の目的を明確にして実施できたため有意義であった」、「昨年度実施した研修の目的を、より深化させて今年度の目的とすることができ、系統的に研修を行えた」との報告があった。今後も、指標を使った自己評価を教員が行う等、協力校ごとに研修のニーズを把握することで、目的を明確にした研修会を開くことが可能となる。これまでの実績を見ると、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の職員を講師として招聘した研修会が多いことから、協力校が生徒の卒業後の自立に向けた支援機関との連携の在り方やその方法等を研修したいと考えていることがわかった。

なお、令和3年度も新型コロナの影響により研修会の計画に難儀した協力校が多かった。そのような中でも、地区別研修会を設定したことで、地域ごとに感染状況をみながら実施することができ、また、オンライン形式で開催することにより研修機会を確保できた。大幅な移動を伴わない研修体制の構築や、オンラインを活用した研修の在り方は、今後の新しい生活様式の中で研修を進めていくにあたり、必須となっている。研修ごとに成果と課題を整理し、オンライン研修、集合型研修、この二つを併用したハイブリッド型研修等、目的に応じた効果的な研修の在り方を、継続して研究していく。

また、令和2年度に連絡協議会が書面開催になったことを受けて県教育委員会が主催して実施した全体研修会が、協力校の先生方からの評価が高かったため、令和3年度も実施した。今年度はオンラインで開催し、県内すべての高等学校も対象とした。高等学校における特別支援教育の理念と課題を全体で共有したほか、協力校以外の高等学校の特別支援教育に関する課題を知ることができた。これは、本事業後も、協力校が地区の中心となって動いていくうえで、非常に重要な取組みである。

## (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

### ア. 相談支援体制の強化

概要：

特別支援巡回相談の強化・改善を図るため、協力校（高等学校）とエリア担当校（特別支援学校）の連携を密にし、「定期的（2週に1回程度）」な巡回相談を「継続的」に行う。相談する高等学校にとって、「困難な事例が発生しないための支援」をともに相談、検討するという仕組みづくりを行う。また、相談を受ける特別支援学校にとって、高校生の事例を、継続的に指導・助言していくことにより、高校生に対する指導・助言に慣れ、高校生の相談に係るスキルアップを図る。さらに、卒業後においても切れ目なく支援が継続できるように、障がい者雇用に関して連携できる機関などを知らせ、つなぐことにより、その時々のコーディネーターとしての役割を果たす。

成果：

各協力校は新型コロナウイルスの感染状況に配慮しながら、やり方を工夫し連携を図ってきた。これは、エリアごとに担当校が決まっていたため、地域の感染状況を考慮しながら

ら動くことができたのが大きい。また、昨年度から継続して連携してきたことで、巡回相談員は、訪問先の高等学校教員の特別支援教育に対する考え方や支援方法が変容するのを目の当たりにし、自身が行う相談の効果に自信を持つことができた。併せて、巡回相談員から学校の変容に気づかされ、高等学校としても実施している支援に関する自信を持つことができ、よい相乗効果が生まれた事例がいくつか報告されている。このような実践をさらに深めるとともに、好事例として県内の高等学校に周知していきたい。

#### イ. 高等学校教員における巡回相談員の養成

概要：

現段階では実施していない高等学校教員による巡回相談を実施するため、これに対応する巡回相談員を養成する。基本的には、各地区に1名以上を考え、協力校より核となる教員を1名以上推薦していただいて育てていく。具体的な取組みとしては、既存の小・中学校等、特別支援学校教員向けの巡回相談員養成研修会に参加し研修する他に、以下の取組みを行う。

##### (ア) 外部専門家派遣への同行

本事業で配置している外部専門家が、協力校に訪問し、指導・助言をする際に同席してそのノウハウを学ぶ。本事業の外部専門家は協力校の通級指導教室をメインに訪問するので、自校での参観が多く想定される。したがって、実態把握もしやすく、移動時間もないことから、勤務のスリム化も図られる。

##### (イ) 他の巡回相談員が行う相談への同行

実際の巡回相談に同行することにより、相談のノウハウを学ぶ。

成果：

実際の派遣には至らなかったが、各協力校と連携し、核となる教員には、巡回相談員になるための専門性の育成を依頼している。本事業で作成中の指標を活用しながら人選をすすめる。また、実現に向けて、管理職の理解や校内体制の整備も重要なことがわかったので、次年度の取組みとしていきたい。

#### (3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

概要：

実際に教授する大学教員に以下の取組みを委嘱する。

##### ア. 運営協議会への指導・助言

##### イ. 通級による指導担当者連絡協議会への指導・助言

##### ウ. 協力校への指導・助言

学校訪問を通し、本県の教育現場の実態を把握してもらう。その際、支援体制の内容、高等学校教員の思いや抱える課題、生徒の様子等を把握する。年度で2回程度の訪問を計画する。

##### エ. 発達障がいに関する教員の専門性の指標作成への指導・助言

上記取組みを通し、教員の専門性の指標を協働して作成する。発達障がいに関する教員に必要な専門性を指標で明確化し、教員養成段階で身につけること、教員として研修等で身につけることを整理し、その内容をシラバスに反映いただく。さらに、年に2回の運営協議会の場で検討を行う。また、研究成果報告書等を活用し、他の大学への還元を図る。

成果：

2名の大学教員には、運営協議会に参加いただいている。その中で、各校の実践報告を聞いていただき、本県の高等学校における特別支援教育の現状と、本事業の成果と課題を把握いただいている。また、協議会においては、現在大学の教員養成課程において行っている特別支援教育の講座の様子を紹介いただいたり、各校の実践報告に関して助言をいただいたりしている。その中で、大学生は障がいのある児童生徒のイメージをもてないという課題があり、現職の教員は実際に接した経験がある分、イメージをもちやすい、という指摘があり、今後の取組みにいかしていく。

## 5. 今後の課題と対応

### (1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

「発達障がいに関する教員が身につける必要のある専門性」に特化した指標の改善に取り組み、これを広く周知し、活用拡大を図る。実際、活用いただいている協力校の声を反映しながら内容の吟味を続けていく他、研修との関連も明確にしていく。最終的には、指標によって指導の実践力が測れるようなものにしていきたい。研修カリキュラムについても、指標と同様に、本事業で活用しながら改善を図り、令和4年度中の完成を目指す。また、研修形式について、研修を選択する際の参考となるよう、研修内の分科会ごとに指標の目標を明示する。

令和3年度も新型コロナウイルスの影響があり、計画通り研修会が実施できなかった協力校が多かった。研修におけるICT機器の活用も進んできたので、今後は、各協力校の実践より挙げられた成果と課題を精査し、研修の内容によって、オンライン研修、集合型を併用したハイブリッド型研修等、目的に応じたより効率的な研修の在り方を次年度以降も研究していかなければならない。

このことは、外部専門家の訪問や巡回相談に関しても同様である。令和3年度は、実際の訪問にまで至らなかったものの、オンラインで定期的に相談を実施した例もあったので、新しい生活様式に合わせた指導・助言の在り方を研究していきたい。直接訪問することを通して指導助言を行う場合と、オンラインで指導・助言を行う場合との違いで、その効果にどのような差異があるのか等も検証していきたい。

### (2) 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

高等学校教員による巡回相談ができるよう、高等学校において核となる教員の育成に取り組んでいきたい。そのため、本事業における協力校での実践を継続することにより、高等学校教員全体の専門性の向上を図る。また、作成している指標を活用し、評価の高い教員から核となる教員の人選をすすめていく。指標に自己評価欄を追加して、必要とされる専門性の定着を図るとともに、本事業協力校への推薦の依頼等を通して、養成へとつなげていきたい。

### (3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

教員養成段階で身につけること、教員として研修等で身につけることを整理し、その内容をシラバスに反映いただく。年に2回の運営協議会の場で検討を行う。また、研究成果報告書等を活用し、他の大学への還元を図る。

6. 問合せ先

組織名：山形県教育庁

担当部署：特別支援教育課